

（参考）新型インフルエンザ等対策に関する組織体制

大牟田市健康危機対策会議

議 長	保健所長
副議長	生活衛生課長
委 員	保健福祉総務課長
	福祉課長
	児童家庭課長
	健康対策課長
	動物管理センター担当主査
	健康対策課健康増進担当主査
	福祉課障害福祉障害サービス担当主査
	児童家庭課母子保健担当主査
	健康対策課結核感染症担当主査
	生活衛生課医務薬務担当主査
	生活衛生課衛生指導担当主査
	生活衛生課検査担当主査

大牟田市健康危機管理連絡会議

議 長	保健所長
関係機関、 団体等	大牟田警察署生活安全課
	大牟田医師会
	大牟田薬剤師会
	福岡県医薬品卸業協会
	大牟田市消防署警防課
	大牟田市教育委員会事務局総務課
	大牟田市立病院事務局総務課
	大牟田市企業局上水道工務課
	大牟田市保健福祉部生活衛生課

（参考）パブリックコメントの結果

1：「大牟田市新型インフルエンザ等対策行動計画」に反映させたもの

No	ご意見等	回答・考え方等	計 画 の 関連箇所
1	入院患者数及び死亡者数について、もう少し丁寧に説明して欲しい。 本市における新型インフルエンザ発生時の被害想定は、この計画を立てるにあたり、基礎となるものであり、市民にとって最も関心がある項目の一つといえる。 被害想定は、2.4 万人を基に中等度の致命率 0.53%で死亡者数約 0.2 千人、重度の致命率 2.0%で死亡者数約 0.8 千人となっている。重度の致命率は、中等度の致命率の約 4 倍なので 0.8 千人ということだろうが、死亡者数を計算してみると中等度の致命率 0.53%で約 0.13 千人、重度の致命率 0.2%で約 0.48 千人（基数×致命率＝死亡者数、考え方が間違っていなければ）となると思われる。 重度の死亡者数 0.8 千人という数字がどういった計算で算出されたのかページの最下段に説明を入れるなど、丁寧な記載をお願いしたい。	11 ページの注釈 17 において詳しい被害想定試算過程について追記することとします。 被害想定入院患者数及び死亡者数は、福岡県と国立感染症研究所が共同で福岡県内の保健所ごとの推計を行い、その結果を引用しています。 推計方法については、米国疾病予防管理センターにより示された推計モデル（専用ソフト）を用いて、本市の人口規模、人口構成及び致命率（中等度の場合 0.53%、重度の場合 2.0%）を基に算出したものです。 したがって、基数×致命率＝死亡者数とはなりません。 ⇒ 計画案に追加記入	II P 11

2：計画の推進について参考意見とするもの

No	ご意見等	回答・考え方等	計 画 の 関連箇所
1	「特定接種の接種体制」について、接種体制はどのように考えているのか、またその対象者の数はどのくらいなのか記載すべきである。 新型インフルエンザ等対策の実施に関わる市職員の接種体制について、接種が円滑に行えるように接種体制の構築を図ることだが、体制、対象者など現段階でどのように考えているのか。備考などに記載すべきである。	特定接種の体制につきましては、今後、国においてガイドラインが示される予定となっており、県や各自治体はこのガイドラインを参考に接種体制を構築することになります。 本市におきましても同様の対応とすることから、接種体制や対象者も含め、別途、マニュアルを作成する段階で反映させることとします。	II P 20

（参考）用語解説（政府行動計画より一部引用）**あ****● インフルエンザウイルス**

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのは A 型のみ。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

か**● 感染症指定医療機関**

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

○特定感染症指定医療機関

新感染症の所見がある者又は一類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そうなど）、二類感染症（急性灰白髄炎、結核、ジフテリアなど）若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

○第一種感染症指定医療機関

一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

○第二種感染症指定医療機関

二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

○結核指定医療機関

結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む）又は薬局。

● 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床。

● 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状

等を有する者に係る診療を行う外来のこと。県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、原則として、全ての医療機関で診療する体制に切り替えることとしている。

● 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、専用外来設置医療機関に設置された帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

● 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

● 個人防護具（Personal Protective Equipment : PPE）及び防護服

エアロゾル、飛まつなどの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

さ

● サーベイランス

見張り、監視制度という意味です。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味している。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

● 指定公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

● 指定地方公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの。

● 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの、発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

- **死亡率（Mortality Rate）**

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数のこと。

- **人工呼吸器**

緊急時・麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

- **新型インフルエンザ**

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

- **新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009**

2009 年（平成 21 年）4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザのことで、「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられていたが、2011 年（平成 23 年）3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

- **新感染症**

感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

- **積極的疫学調査**

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにするため行うもので、感染症法第 15 条に基づく調査。

た

- **致命率（Case Fatality Rate）**

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

● 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

な

● 濃厚接触者

患者と長時間居合わせたことなどにより、新型インフルエンザの感染が疑われる者。

は

● 発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合のこと。

● パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

● パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

● 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い用語。なお、学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現のこと。

● プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

- **福岡県人口移動調査**

国勢調査から次回の国勢調査までの間における県内各市町村の年齢別人口及び世帯数並びに出生者、死亡者、転入者、転出者等の移動状況を月ごとに把握し、行政諸施策の立案・推進等に資することを目的とした調査。人口の推計方法は、国勢調査の数値を基準とし、本調査によって得られる毎月の出生者、死亡者、転入者、転出者の増減を加減し算出。

- **PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)**

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能なため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。

